

気象異常時やこれに起因した交通機関の混乱における対応

気象異常等が発生した場合およびこれに起因して交通機関に支障が見込まれる場合は、生徒の安全確保のため原則として以下のように対応する。最新の状況は、気象庁からの気象警報・注意報を確認し、外部へは学校HP、ツイッターなどで発信する。

(ア) 気象異常時（台風の接近等）における対応

①午前6時現在、日野市に何らかの「特別警報」あるいは、「暴風」、「大雨」、「大雪」、「暴風雪」のいずれかの警報が発せられている場合、2時限目までの授業を中止し、生徒は自宅待機とする。

②午前8時現在、日野市に何らかの「特別警報」あるいは、「暴風」、「大雨」、「大雪」、「暴風雪」のいずれかの警報が発せられている場合、4時限目までの授業を中止し、生徒は自宅待機とする。

③午前10時現在、日野市に何らかの「特別警報」あるいは、「暴風」、「大雨」、「大雪」、「暴風雪」のいずれかの警報が発せられている場合、終日授業を中止し、生徒は自宅学習とする。

上記に該当しない場合には、原則として授業を行うが、午前6時以降に該当する警報が発せられた場合は②に従う。

①②に該当せず、午前8時以降に該当する警報が発せられた場合は、(イ)に従う。

(イ) 登校後に発生した気象異常や交通機関の混乱等への対応

登校後に発生した気象異常や交通機関の混乱等により授業措置を必要とする場合、職員の打ち合わせを行いこれに対応する。ただし、緊急の場合は教務部を中心に関係部署と連携し即時対応する。

(ウ) 生徒の出欠の扱い

上記(ア)において授業が行われた場合、居住地区の天候や交通機関の支障により欠席もしくは遅刻した生徒の扱いについては、その旨の保護者の届け出により出席扱いとする。(生徒の安全確保を最優先とし、個別の状況判断については十分に尊重する)

(エ) その他

考査、行事等において、上記と異なる対応が必要となる場合は、別途判断する